※こちらのご注文表は各項目の入力後にプリントアウトが可能です。

株式会社　動産社　行

ご注文表（標識用）

FAX番号　0120-002103（ゼロゼロフドーサン）
03-3944-5698

ご注文日	年　月　日
お支払方法	◯代金引換（小切手不可） ◯銀行振込（前払い） ◯請求書払い（銀行・コンビニ） ◯自動引落ご登録済
ご担当者	様
定休日	□無休　□月曜　□火曜　□水曜　□木曜　□金曜　□土曜　□日曜　□祝祭日
ご送付先 お名前 TEL:FAXNO	〒 様 TEL　FAX

請求書払い（銀行・コンビニ）の詳細につきましては、右のバナーをクリックしてご参照ください。
なお、請求書払い（銀行・コンビニ）をご選択のお客様はメールアドレスが必須となりますので下記にご記入ください。

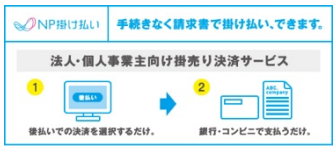

@

●不動産取引手数料：報酬額票/オンデマンド印刷

品名	注文番号	数量	品名	注文番号	数量
パネル+替紙付きセット	13 851		替紙のみ	13 851	

報酬額票全体の書体をご選択ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
お名前入れご希望の際、名入れ部分の書体のご選択と社名をご記入ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
	名入れ内容（社名のみ）			

下記サンプルの書体は角ゴシック体ですが、ご選択頂いた書体にてお届けいたします。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号

第一　定義

この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を免除される事業者を除く。）である場合に限る。第三から第五まで、第七、第八及び第九の①において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まない。以下この表において同じ。）に応じ、それぞれ、当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	二百万円を超え四百万円以下の金額	四百万円を超える金額
百分の五・五	百分の四・四	百分の三・三

第三　売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この表において同じ。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第四　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地又は建物の貸借（当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額は、当該一・一倍に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該貸借の一月分の〇・五五倍に相当する金額以内とする。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、当該貸借の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第五　貸借の代理に関する報酬の額

第六　権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。）の授受があるものの代理又は媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）については、第四又は第五の規定にかかわらず、当該貸借に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を売買に係る金額とみなして、第二又は第三の規定によることができる。

第七　空家等の売買又は交換の媒介における特例

低廉な空家等（売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）が四百万円以下の金額の宅地又は建物をいう。以下「空家等」という。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）が四百万円以下であるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）について、通常の売買又は交換の媒介と比較して現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）から現地調査等に要する費用に相当する額を控除した金額以内とすることができる。この場合において、当該依頼者から受ける報酬の額は十八万円の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第八　空家等の売買又は交換の代理における特例

空家等の売買又は交換の代理であって、通常の売買又は交換の代理と比較して現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の規定にかかわらず、第二の計算方法により算出した金額の二倍以内とすることができる。この場合において、当該依頼者から受ける報酬の額は十八万円の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第九　第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

①　宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し受けることができる報酬の額は、第二から第八までの規定により算出した額に百分の百を乗じて得た額、当該代理又は媒介における仕入れに係る消費税等相当額及び①ただし書に規定する額を合計した金額以内とする。

②　消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を免除される宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関し宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附　則

1　この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。

2　昭和四十年四月一日から施行する。

3　宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約でこの告示の施行前に成立したものの代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附　則（平成元年二月十七日建設省告示第二百六十三号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附　則（平成九年一月十七日建設省告示第三十七号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附　則（平成十六年二月十八日国土交通省告示第百号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二十六年二月二十八日国土交通省告示第百七十二号）

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　社会保険諸の安定財源の確保等を図る制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定により同法による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率によることとされる消費税に相当する金額を含む宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附　則（平成二十九年十二月八日国土交通省告示第千百五十五号）

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

附　則（令和元年十二月八日国土交通省告示第四百九十三号）

（施行期日）

1　この告示は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　社会保険諸の安定財源の確保等を図る制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定により同法第二条の規定による改正前の消費税法第二十九条第一項本文の規定により消費税を免除される事業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

株式会社 動産社
お名前入れ部分